

(仮称) 障害者福祉しがプラン (骨子案)

はじめに

1 計画策定の背景

障害者自立支援法の施行から6年の経過を踏まえるとともに、障害者自立支援法等の改正や障害者虐待防止法の制定に伴う対応、さらに国の障がい者制度改革推進本部における検討の進展等を見据えた指針が必要。

2 計画策定の趣旨

障害者福祉しがプランの進捗状況を検証するとともに、障害者自立支援協議会の意見を反映させ、市町計画との整合のもと数値目標や事業量を設定。本県の障害福祉の一層の発展を図る。

3 計画の位置付けと構成

基本構想 障害者基本法に基づく都道府県障害者計画
実施計画 障害者自立支援法に基づく都道府県障害福祉計画

4 計画期間

平成24～26年度の3年間とする。(第3期障害福祉計画と整合)

5 計画の推進体制と進行管理

県と市町、事業者、関係団体、県民との協働と役割分担のもと、障害者自立支援協議会等における福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携、調整を図り推進。成果指標および目標数値を定めて計画の進行管理を行う。

6 障害者制度改革の動向

障害者福祉制度の変革期にあたり、制度改革を見通しつつ、本県の状況や地域のニーズを踏まえた検討を進める。

基本構想

1 現状と今後の課題

ア 暮らす
イ 働く・活動する
ウ 自立生活の実現に向けて
エ 共生(あらたな枠組みへの対応)

現 状

- 1 H18 と H21 の障害者数(手帳所持者)は、身体障害者が 48,705 48,394 人で横ばい、知的障害者が 8,622 9,833 人、精神障害者が 3,756 4,959 人で増加している。
- 2 特別支援学校の児童生徒数は、H18 : 1,440 人 H22 : 1,853 人と 1.3 倍に、特別支援学級の児童生徒数も H18 : 1,583 人 H22 : 2,553 人と 1.6 倍に増えている。
- 3 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害(LD、ADHD、高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、平成 22 年度小学校 7.6%、中学校 4.8%(約 8 千人)となっている。
- 4 福祉施設入所者の地域生活への移行者数(H18 ~)は H23 目標 107 人に対し 78 人(H22 末)である。
- 5 精神科の入院患者については、地域移行支援を通じて H18 ~ H22 の間に 19 人が地域移行、入院 1 年以上の長期入院患者は H18 : 1,404 人(全入院患者の 66%) H22 : 1,274 人(59.5%)に減少したが、精神科病院入院患者の退院促進は H23 目標 150 人に対して 90 人(H22 末)である。
- 6 グループホーム・ケアホーム等の整備量は、H23 目標 1,017 人に対し 980 人(H22 末)、生活介護事業所は、2,140 人に対し 2,099 人である。
- 7 自立訓練の整備率は、機能訓練が 59.2%、生活訓練が 39.4%であり、療養介護は未実施という状況である。
- 8 居宅介護、重度訪問介護等の居宅系のサービス量は、H21 実績 405,854 時間であり、H23 見込みの 548,441 時間に対する達成率は 74%である。

課 題

- 1 地域移行の一層の促進
 - ア 重度障害や行動障害などを含めたニーズへのきめ細かな対応
 - イ グループホーム利用者の夜間の支援や、医療的ケアを圏域内の他の施設が行うといった、施設・事業所間の連携、バックアップ体制づくり
 - ウ 障害者や介護者の高齢化への対応
 - エ 居宅介護など、在宅障害者への居宅系サービスの一層の充実
- 2 関係機関の連携促進
 - ア 放課後や長期休暇中における子どもたちの活動の場の充実
 - イ 医療と福祉の連携による医療的ケアの提供体制の充実
- 3 谷間のない支援
 - ア 高次脳機能障害、発達障害、難病患者などに対する谷間のない支援
 - イ ひきこもりや触法傾向といった、障害に付随する問題への対応
- 4 精神障害者の地域生活支援
 - ア 住まいの場の確保と地域生活を支える相談支援、医療、福祉サービスの充実
 - イ 精神障害に関する正しい理解の促進
 - ウ 精神障害者を支援する人材の発掘と養成
 - エ 退院可能な精神障害者の地域移行に向けた支援の推進
- 5 発達障害者の地域生活支援
 - ア 保健、教育、労働分野と福祉の連携による生涯一貫の支援
 - イ 成人期への支援、家族への支援
 - ウ 障害特性や行動、支援手法にかかる理解普及

イ 働く・活動する

現 状

- 1 障害のある人で働いている人の数は、H23 目標 8,100 人に対し 7,300 人(H22 末)、福祉施設から一般就労への移行は 121 人に対し 61 人、また、障害者雇用率達成企業割合は、65%に対し 56.5%である。
- 2 働き・暮らし応援センターからの就職者数は、目標 198 人を大幅に上回る 369 人と順調に伸びている。一方で、せっかく就職しても継続できず、短期間で離職してしまう人も少なくない。
- 3 就労系の事業所の定員については、就労継続支援 B 型が、H23 目標 1,982 人に対し 2,068 人(H22 末)で既に達成済みであるが、一方、就労継続支援 A 型は 256 人に対し 224 人、就労移行支援は 527 人に対し 376 人である。また、平均工賃は H18 の 16,600 円に対し H22 が 19,221 円と向上したが、目標の 30,000 円には達していない。
- 4 障害のある人ひとりあたりの地域活動等への年間参加回数は、H23 目標 2.0 回に対し 1.3 回(H22 末)である。
- 5 コミュニケーション支援派遣回数は、H23 目標 11,000 回に対し、7,778 回(H22 末)である。
- 6 近江学園等ではじまった造形活動は、2004年には滋賀県社会福祉事業団によるボーダレスアートミュージアム「NO-MA」の開設、2010年のパリ市立アル・サン・ピエール美術館における「アール・ブリュット・ジャポネ展」の成功に結びついた。

課 題

- 1 一般就労への移行促進
 - ア 働き・暮らし応援センターの相談支援機能の一層の充実
 - イ ジョブコーチや職場実習など、就労への橋渡しと職場定着の支援充実
 - ウ 企業等への障害者雇用に関する普及・啓発の強化
- 2 福祉的就労の推進
 - ア 販路拡大や受注能力の向上など、就労収入の一層の向上
 - イ 事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキル向上
 - ウ 自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスのステップによる訓練システムの検討
 - エ 働く障害者の健康管理・増進や二次障害予防対策の推進
- 3 特別支援学校等卒業生への対応
 - ア 増加する特別支援学校、特別支援学級等の卒業生の就労、日中活動の場の確保
 - イ 職業教育や働く意欲の育成など福祉と教育、労働等関係機関の一層の連携
- 4 社会参加の促進・振興
 - ア 地域の社会資源を活用した芸術・文化・余暇活動、スポーツ等の一層の振興
 - イ アール・ブリュットの振興による社会参加の促進と支援機能の創設
 - ウ 就労系と生活介護の中間的な役割を担う「いきがい・自己実現」のための日中活動の場づくり
- 5 社会参加に向けた支援
 - ア 移動・コミュニケーション支援等の推進
- 6 発達障害者への支援
 - ア 成人期の発達障害者について、地域生活や就労に向けた訓練・支援の場が必要。

ウ 自立生活

現 状

- 1 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する小中学校は、H23 目標 100% に対し、児童生徒へ実施する小中学校が 98.8%、一方、保護者へ実施する小中学校は 37.7%である。
- 2 発達障害者支援については、発達障害者支援センター「いぶき」を中心に県域、各圏域、各市町において相談支援を実施しており、各圏域における「認証発達障害者ケアマネジメント支援事業」を担うキーパーソンは 16 人であり、毎年 7 人（各圏域 1 人）を目標に養成を進めている。
- 3 福祉のまちづくりの関係では、歩道の整備率 99.0%、駅におけるエレベーター・エスカレーターの整備率 94.9%などとなっている。ノンステップバスについては、74 台 77 台に増加した。

課 題

- 1 障害者理解の促進
 - ア 精神障害をはじめとする障害者理解の一層の促進
 - イ まだ理解が十分でない発達障害や高次脳機能障害にかかる理解の促進
 - ウ アール・ブリュットの振興による障害者理解の促進
 - エ 学校における授業や講話などによる障害者理解の促進
- 2 福祉のまちづくりの推進
 - ア だれもが安全で快適な生活ができるユニバーサルデザインのまちづくり
 - イ 視覚・聴覚障害など障害特性に応じた災害時支援
- 3 保健・医療との連携
 - ア 医療やリハビリテーションを必要とする障害者に対する支援の充実
 - イ 精神科救急医療や、アルコール・薬物などの依存症への対応など、精神科医療の充実
- 4 人材の確保・育成
 - ア 福祉人材の確保・定着
 - イ 地域福祉を支えるボランティアの育成
 - ウ 医療的ケアへの対応など医療と福祉の連携を担う人材育成
 - エ 就労、職場支援への対応など労働と福祉の連携を担う人材育成
 - オ 発達障害や高次脳機能障害のある人の支援に対応できる人材の育成

現 状

- 1 障害者基本法の改正（平成23年8月公布）により、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、社会への参加や差別の禁止などが定められ、これに基づく国の障害者基本計画の策定が予定されている。
- 2 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年10月施行）により、障害者に対する虐待の禁止および防止、虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められ、関連施策の一層の推進が求められている。
- 3 今後、国の障害者制度改革に向けた議論を踏まえ、障害者自立支援法に代わる（仮称）障害者総合福祉法の平成25年8月までの施行などが目指されている。
- 4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）により、平成24年4月以降、施設等の設備および運営に関する基準が条例に委任。さらに第二次一括法により、市町への権限移譲などが行われる見込み。

課 題

- 1 新しい制度等への対応
 - ア 障害者基本法および新しい国の障害者基本計画、さらに（仮称）障害者総合福祉法などの新たな障害者施策の枠組みを見据えた、当事者や福祉現場の参画、地域ニーズの現状を踏まえた施策の構築
 - イ 相談支援の充実および体制の強化をはじめ障害者自立支援法等の一部改正に伴う対応を円滑に実施
- 2 虐待防止、権利擁護の一層の推進
 - ア 障害者虐待の防止等に向け、権利擁護センター機能の設置をはじめ、関係機関の連携体制づくりや研修、広報・啓発事業などの推進
 - イ 成年後見人制度の活用など権利擁護の一層の推進
- 3 施設の基準等の見直しと市町との役割分担、連携
 - ア 施設等の設備および運営に関する基準について、関係者の声を踏まえつつ見直し、条例制定
 - イ 障害福祉サービス事業所の指定や障害者相談員にかかる権限の委譲を円滑に実施

2 基本理念 継続

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

< 2つの起点 > 新設

ア 「ひと」

既存の制度からの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人、そして県民を起点に考え、施策を進める。

イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、障害者を含め様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

3 基本目標 継続

～地域で暮らし、働き、活動することの実現～

< 5つの視点 >

その人らしく

権利擁護に関する制度や施策の充実を進め自立した生活を実現

いつでも

重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現

だれでも

制度の谷間のない支援、障害理解の推進

どこでも

ニーズに即した先進的な取組を全県域的に推進

みんなで取り組む 一部変更

地域の絆とつながりの中で、自助・共助・公助の力を合わせ、県民みんなが協働し自立生活を実現

4 重点プロジェクト 拡充

プロジェクト名称は仮称

ア 暮らす

- ・医療福祉の一体的な取組
- ・重度障害、行動障害、高次脳機能障害など谷間のない支援

イ 働く

- ・教育・福祉・労働の一層の連携

ウ 活動する

- ・アール・プリュットの一層の振興

エ 共生のまちづくり(あらたな枠組みへの対応)

- ・法改正や今後の障害者制度改革の進展を見通す
- ・障害のある人の権利擁護や地域を主体とした支え合いの取組など、きめ細かな総合的支援
- ・東日本大震災等を踏まえた防災対策、要援護者対策

a 精神障害者の地域生活支援

b 発達障害者の地域生活支援

実施計画

1 主要施策の方向

ア 暮らす

イ 働く

ウ 活動する

エ 共生のまちづくり(あらたな枠組みへの対応)

2 指標と数値目標

<成果指標>

ア 暮らす

イ 働く

ウ 活動する

市町と調整のうえ、成果指標達成に向けた重要項目にかかる目標値も設定

3 事業量見込み

市町と調整のうえ設定

関係資料